

## 追加 6-4

## 相続税の計算

## 3 各人の相続税額計算

## (2) 配偶者の税額軽減

— 略 —

## ▼配偶者の税額

<p><b>軽減効果</b></p>	<p>配偶者が「法定相続分」まで相続しても相続税額は0となる。または「1億6,000万円」まで相続しても相続税額は0となる。したがって、いずれか多い金額まで相続しても相続税額は0となる</p> <p><b>【軽減額の計算式（参考）】</b></p> $\text{軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{①②のいずれか低い金額}}{\text{課税価格の合計}}$ <p>① 次のA・Bのいずれか高い金額</p> <p>A. 課税価格の合計 × 配偶者の法定相続分</p> <p>B. 1億6,000万円</p> <p>② 配偶者の相続税の課税価格</p>
<p><b>主な適用要件</b></p>	<p>① 婚姻期間に制限はない</p> <p>② 相続税の申告期限までに分割が終了していること。ただし、申告期限から3年以内に分割が終了した場合は手続き（更正の請求）をすれば相続税が還付される</p> <p>③ 相続税の申告を行うこと</p>

以上、赤字の個所を追記しました。